

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 3 「*6 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
- 4 「7 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「令」という。）附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 5 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 6 「平均給与額算定書」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 7 年月日の記載には元号を用いる。

平均給与額算定書

| 1 平均給与額算定内訳(災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3ヶ月の給与) | | | | | |
|--|--|----------|--|--|-----------|
| 給 与 期 間 | 年 月 日 から | 年 月 日 から | 年 月 日 から | 計 | 備 考 |
| | 年 月 日 まで | 年 月 日 まで | 年 月 日 まで | | |
| 総 日 数 | 日 | 日 | 日 | 日 | (最近の昇給日) |
| 勤務した日数 | 日 | 日 | 日 | 日 | |
| 給 与 | 給 料 | 円 | 円 | 円 | (次回昇給予定日) |
| | 扶 養 手 当 | 円 | 円 | 円 | |
| | 地 域 手 当 | 円 | 円 | 円 | |
| | 住 居 手 当 | 円 | 円 | 円 | |
| | 通 勤 手 当 | 円 | 円 | 円 | |
| | 時 間 外 手 当 | 円 | 円 | 円 | |
| | その他手当(日額又は時間額) | 円 | 円 | 円 | |
| | その他手当(月額) | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| ① 災害発生の日 (年 月 日)に おける基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 計 円 | | | ② 補償事由発生日 (年 月 日)に おける基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 計 円 | | |
| (A) 法第2条第4項本文による金額 (給与総額) (総日数) 円 ÷ 日 = 円 銭 | | | | | |
| (B) 法第2条第4項ただし書による金額 日、時間又は出来高払制によって (勤務した日数) 定められた給与 円 ÷ × 60/100 = 円 銭 (イ) (総日数) その他の給与 円 ÷ = 円 銭 (ロ) (イ)+(ロ) + = 円 | | | | | |
| (C) 法第2条第6項による金額(別紙のとおり) 円 銭 | | | (D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭 | | |
| (E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) (総日数) 円 ÷ 30 = 円 銭 | | | (F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭 | | |
| (G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ハ) (ハ)及び(A) (B) (C) (D) (E)のうち最も高い金額 円 銭 (ニ) (自治大臣が定める率) (ニ) 円 銭 × = 円 銭 | | | | | |
| 規則第3条 第6項によ る金額 | (H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭 | | | (L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳 最高限度額 円 最低限度額 円 | |
| | (I) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合で(G)の例により計算した額 円 銭 | | | | |
| | (J) (H)(I)以外の金額 円 銭 | | | | |
| (K) 規則第3条第7項による金額 円 | | | | | |
| 2 平均給与額 | | | | 円()による金額 | |
| * 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所在地 _____ 所属長の 名 称 _____ 長の職氏名 _____ | | | | | |